

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：令和3年度】

令和4年8月

美里町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	2
2 教育委員会組織	3
3 教育委員会関連経費	4
4 教育委員会の会議運営状況	6
5 教育相談の実施状況	16
II 点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	18
(2) 点検・評価の方法	19
2 前年度の課題の改善状況	
(1) これまでの教育委員会の点検・評価で明らかになった課題	20
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	24
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務 〈執行状況〉	28
(3) 総合計画を推進するための取組	45
III 評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	55
2 点検・評価の結果について	55
IV まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	57
(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策	59
2 来年度の点検・評価に向けて	60

は じ め に

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっています。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議体の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価を行い、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についての課題を捉え、解決につなげるよう努めることにより、公正かつ適正な教育行政の一層の推進を図るものであります。

I 教育委員会の概要、会議運営等

1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することです。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体である教育委員会の会議の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で町長が町長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから議会の同意を得て任命します。町長が委員を任命するに当っては、①委員定数の過半数以上の者が同一の政党に所属することになってはならないこと、②委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、③委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないことが規定されています。

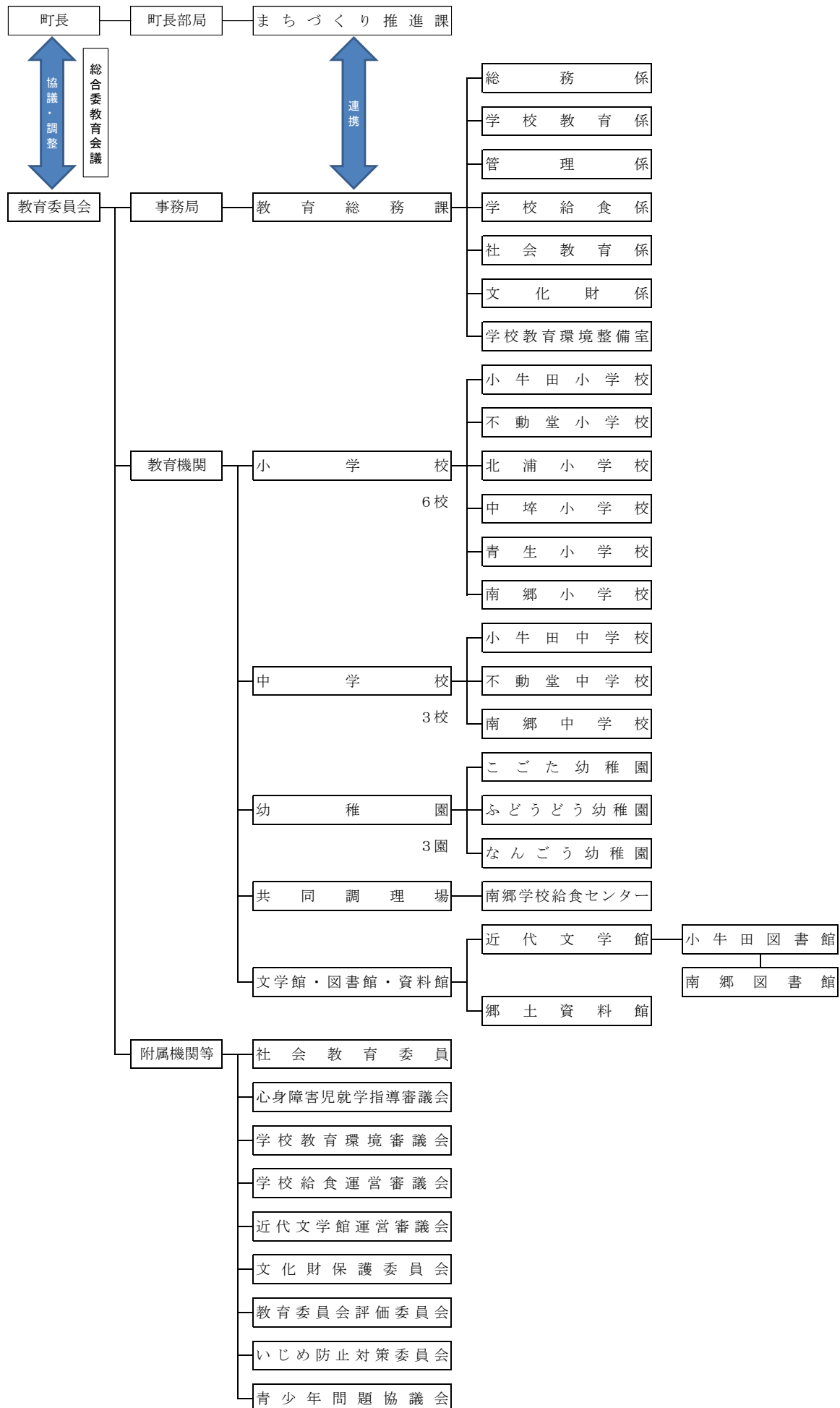
教育長の職務を規定する「教育委員会の会務を総理」とするとは、「教育委員会の会議を主宰」すること、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと、及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味しています。教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されておきませんが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものとされています。

教育長、委員名簿

職	氏 名	就任年月日	任 期	備考
教 育 長	大 友 義 孝	令和3年2月20日	令和6年2月19日	2期
委 員 (教育長職務代理者)	後 藤 眞 琴	平成30年2月20日	令和4年2月19日	2期
委 員	佐 藤 キ ヨ	令和3年2月20日	令和7年2月19日	1期
委 員	留 守 広 行	平成31年2月20日 ※令和4年2月20日より教育長職務代理者に 着任しています。	令和5年2月19日	2期
委 員	大 森 真 智 子	令和2年2月20日	令和6年2月19日	1期

2 教育委員会組織

令和4年4月1日現在



3 教育委員会関連経費

令和3年度 一般会計決算 (歳出10款教育費)

(※3項3目の学校建設費、5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費の一部、6項2目の体育施設費は町長部局で執行していることから、記載から除いています。)

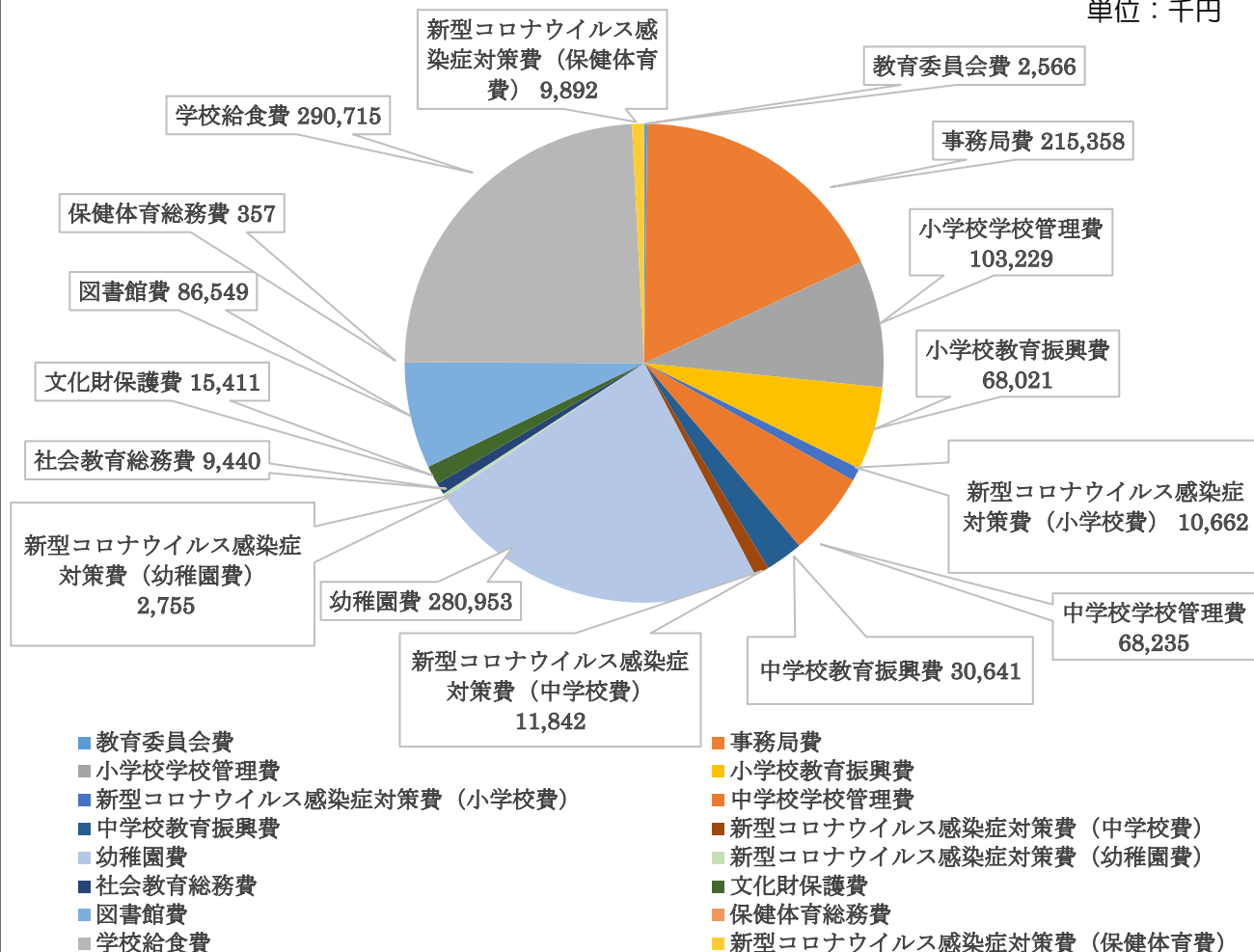
単位:千円

款 項 目	令和3年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	令和2年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,206,626	6,679		1,132,218	81,087
1教育総務費	217,924			230,059	-12,135
1教育委員会費	2,566			2,621	-55
2事務局費	215,358			211,580	3,778
3新型コロナウイルス感染症対策費	0			15,858	-15,858
2小学校費	181,912	4,466		233,079	-46,701
1学校管理費	103,229			90,683	12,546
2教育振興費	68,021			25,743	42,278
3新型コロナウイルス感染症対策費	10,662	4,466		116,653	-101,525
3中学校費	110,718	2,213		117,165	-4,234
1学校管理費	68,235			55,907	12,328
2教育振興費	30,641			12,707	17,934
4新型コロナウイルス感染症対策費	11,842	2,213		48,551	-34,496
4幼稚園費	283,708			250,466	33,242
1幼稚園費	280,953			247,467	33,486
2新型コロナウイルス感染症対策費	2,755			2,999	-244
5社会教育費	111,400			96,234	15,166
1社会教育総務費	9,440			8,104	1,336
2文化財保護費	15,411			14,879	532
3図書館費	86,549			63,105	23,444
5新型コロナウイルス感染症対策費	0			10,146	-10,146
6保健体育費	300,964			205,215	95,749
1保健体育総務費	357			345	12
3学校給食費	290,715			204,870	85,845
4新型コロナウイルス感染症対策費	9,892			0	9,892

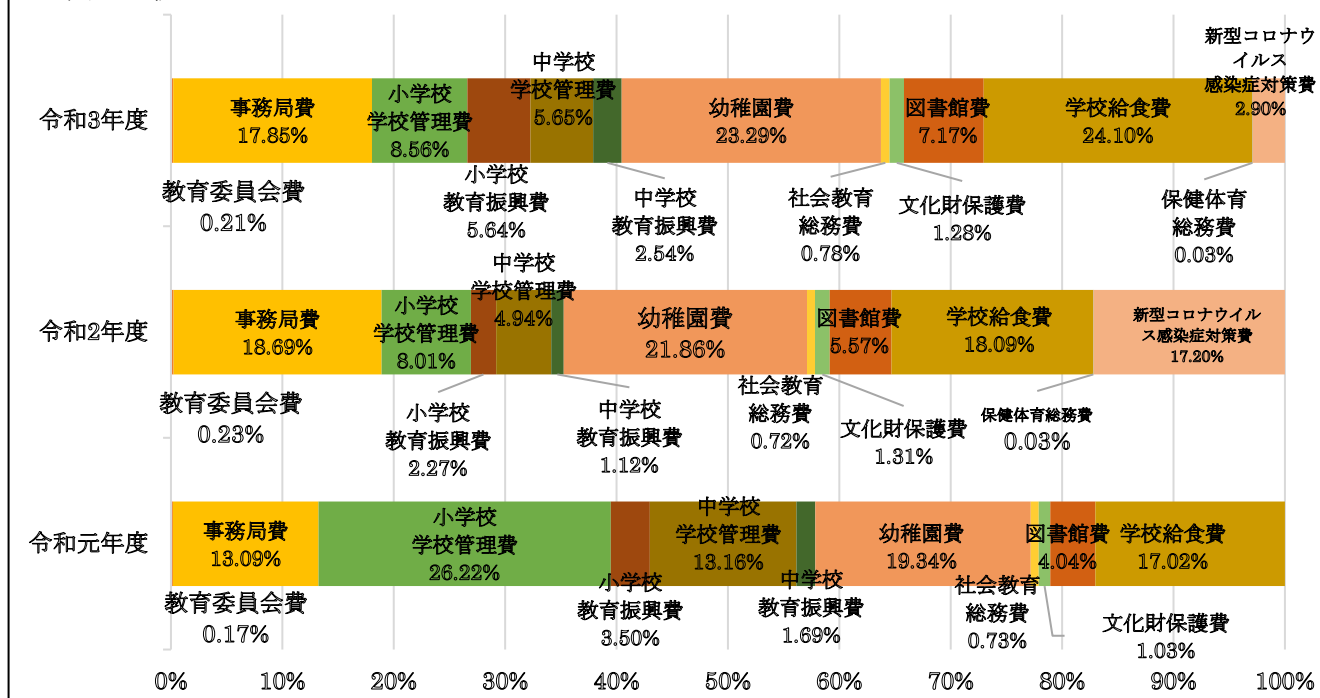
令和3年度美里町一般会計歳出決算額12,041,080千円に対し、教育委員会が管理する教育費は10%です。

令和3年度一般会計決算

単位：千円



年度比較



4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	
臨時	令和3年4月16日	4	報告	1	1	報告第1号 美里町心身障害児就学指導 審議会の答申について	1	1	0	
	午後1時30分開議		協議	2	1	第2期美里町教育振興基本計画の策定に ついて	6	76		
	午後2時57分閉会				2	令和3年度美里町の教育の策定について	3	13		
	(1時間27分)		その他	2	1	令和3年度美里町教育委員会定例会につ いて	2	2		
				2	2	新中学校アイデアコンテストについて	3	6		
計							15	98		
定例	令和3年4月26日	4	報告	4	1	報告第2号 新型コロナウイルス感染症 について	3	5	0	
	午後1時30分開議				2	報告第3号 区域外就学について	1	1		
	午後4時50分閉会				3	報告第4号 いじめ防止・不登校対策及 び生徒指導 (3月分) について	2	2		
			(3時間20分)	審議	4	8	報告第5号 基礎学力向上等について	5	9	
	1				議案第1号 いじめ防止対策委員会委員 の委嘱について	1	1			
	2				議案第2号 近代文学館運営審議会委員 の委嘱について	1	1			
	3				議案第3号 美里町学校給食運営審議会 委員の選任について	1	1			
	4				議案第4号 美里町学校事務支援室グ ループリーダーの委嘱について	1	1			
	5				議案第5号 美里町心身障害児就学指導 審議会委員の任命について	1	1			
	6				議案第6号 美里町特別支援教育連携協 議会委員の委嘱について	1	1			
	7				議案第7号 美里町教育委員会評価委員 会委員の委嘱について	1	1			
	8				議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施 行規則の一部を改正する規則について	7	28			
	協議				8	1	令和3年度美里町議会4月会議について	1	1	
						2	第2期美里町教育振興基本計画について	2	6	
						3	令和3年度美里町の教育の策定について	2	3	
			4	美里町特別支援教育連携協議会について		2	2			
			5	就学前幼児の「ことばの教室」について		4	5			
			6	学校支援プログラムについて		5	24			
			7	美里町学校給食費について		2	4			
			8	団体からの質問について		6	10			
	その他		4	1	行事予定等について	1	1			
				2	令和3年度美里町立小中学校運動会につ いて	2	2			
				3	美里町立小中学校のプール使用について	5	9			
				4	令和3年5月教育委員会定例会の開催日に ついて	3	4			
計							60	123		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年5月28日 午後1時30分開議 午後3時50分閉会 (2時間20分)	3	報告	6	1	報告第6号 令和3年度美里町議会4月会議について	1	1	0
					2	報告第7号 第2期美里町教育振興基本計画について	2	4	
					3	報告第8号 新型コロナウイルス感染症について	1	1	
					4	報告第9号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導 (4月分) について	5	18	
					5	報告第10号 基礎学力向上等について	4	7	
					6	報告第11号 美里町新中学校整備等事業について	3	15	
			協議	5	1	令和3年度美里町の教育の策定について	2	4	
					2	令和3年度美里町議会6月会議について	2	2	
					3	美里町就学援助制度について	3	11	
					4	団体との意見交換について	1	1	
					5	パブリックコメントの結果の取扱いについて	1	2	
			その他	3	1	美里町学校評議員について	2	2	
					2	行事予定等について	1	1	
					3	令和3年6月美里町教育委員会定例会の開催日について	2	4	
計							30	73	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容		発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年6月28日 午後1時30分開議 午後6時55分閉会 (5時間25分)	4	報告	7	1	報告第12号	令和3年度美里町議会6月会	5	10	0
						議について				
					2	報告第13号	新型コロナウイルス感染症	2	2	
						について				
					3	報告第14号	区域外就学について	1	2	
					4	報告第15号	いじめ防止・不登校対策及	6	39	
						び生徒指導	(5月分) について			
			審議	1	1	報告第16号	基礎学力向上等について	6	65	
					6	報告第17号	指定文化財のき損について	2	2	
					7	報告第18号	学校給食への地場産小麦の	2	5	
						活用について				
					1	議案第8号	美里町社会教育委員の委嘱	2	2	
						について				
					協議	8	1	令和4年度使用教科用図書の採択につい	1	1
				て						
			2	美里町児童厚生施設運営協議会委員の依			5	22		
				頼について						
			その他	2	1	美里町就学援助制度について	5	73		
4	美里町まちづくり会議との意見交換会に	6			53					
	ついて									
5	第2期美里町教育振興基本計画（案）の	5			18					
	パブリックコメントについて									
6	民間事業者からの提案について	7			30					
7	ひとめばれマラソンの開催について	5			12					
8	教育に関する事務の管理及び執行状況の	2	9							
	点検・評価について									
計								65	348	
定例	令和3年7月26日 午後1時30分開議 午後5時55分閉会 (4時間25分)	3	報告	8	1	報告第19号	新型コロナウイルス感染症	1	1	0
						について				
					2	報告第20号	区域外就学について	1	1	
					3	報告第21号	いじめ防止・不登校対策及	2	2	
						び生徒指導	(6月分) について			
					4	報告第22号	基礎学力向上等について	5	28	
					5	報告第23号	美里町における幼児教育・	6	47	
						保育を一体的に行うための認定こども園				
			審議	1	6	制度導入の検討について	2	3		
					7	報告第24号	新中学校整備等事業につい	2	2	
						て				
					8	報告第25号	令和2年度における事務処	2	2	
			協議	3	7	理について				
					8	報告第26号	教育に関する事務の管理及	5	65	
						び執行状況の点検・評価について				
					1	議案第9号	令和4年度使用教科用図書の	1	1	
			その他	6	1	採択について				
					1	令和3年度美里町議会8月会議について	1	1		
2	美里町就学援助制度について	4			64					
3	第2期美里町教育振興基本計画（案）の	3			7					
	パブリックコメントについて									
1	十王山公園の管理について	2			2					
2	行政文書開示請求について	3			10					
3	電子ドリルの導入について	4			32					
4	行事予定等について	1	1							
5	令和3年8月教育委員会臨時会の開催日に	3	34							
	ついて									
6	令和3年8月教育委員会定例会の開催日に	2	2							
	ついて									
計								48	303	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者				
臨時	令和3年8月10日	4	協議	2	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	4	16	0				
					2	令和2年度における事務処理について	7	230					
	午前9時30分開議												
	午前11時55分閉会 (2時間25分)												
計							11	246					
定例	令和3年8月27日	3	報告	7	1	報告第27号 新型コロナウイルス感染症について	3	7	0				
					2	報告第28号 区域外就学について	1	1					
	午後1時30分開議					3	報告第29号 指定校の変更について	1	1				
	午後5時33分閉会 (4時間3分)					4	報告第30号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(7月分)について	5	15				
						5	報告第31号 基礎学力向上等について	5	23				
						6	報告第32号 令和3年度美里町議会8月会議について	1	1				
						7	報告第33号 美里町議会教育、民生常任委員会への説明について	5	13				
	協議		7	1	学習者用デジタル教材の導入について	6	18						
				2	家庭学習環境の整備について	5	21						
				3	美里町立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について	6	40						
				4	新中学校開校準備委員会委員の選任について	3	6						
				5	令和3年度美里町議会9月会議について	2	3						
				6	美里町就学援助制度について	3	13						
				7	令和2年度における事務処理について	2	2						
	その他		3	1	行政文書開示請求について	1	1						
				2	行事予定等について	1	1						
				3	令和3年9月教育委員会定例会の開催日について	1	1						
				計							51	167	
				定例	令和3年9月30日	4	報告	8	1	報告第34号 新型コロナウイルス感染症について	2	2	1
	2	報告第35号 指定校の変更について	1		1								
午後1時30分開議		3	報告第36号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(8月分)について		5				23				
午後6時24分閉会 (4時間54分)		4	報告第37号 基礎学力向上等について		4				30				
		5	報告第38号 令和3年度美里町議会9月会議について		1				1				
		6	報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について		6				61				
		7	報告第40号 新中学校整備等事業について		1				1				
	8	報告第41号 家庭学習環境の整備について	5		40								
協議	5	1	民間事業者からの提案について		8		40						
		2	美里町就学援助制度について		3		11						
		3	新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について		7		47						
		4	学校における生理用品の取扱いについて		5		22						
		5	令和2年度における事務処理について		7		23						
その他	2	1	行事予定等について		1		1						
		2	令和3年10月教育委員会定例会の開催日について		3		5						
		計							59	308			

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年10月25日 午後1時30分開議 午後5時20分閉会 (3時間50分)	4	報告	7	1	報告第42号 新型コロナウイルス感染症について	1	1	0
					2	報告第43号 区域外就学について	1	1	
					3	報告第44号 指定校の変更について	1	1	
					4	報告第45号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導 (9月分) について	4	13	
					5	報告第46号 基礎学力向上等について	3	5	
					6	報告第47号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について	4	17	
					7	報告第48号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について	3	9	
			協議	7	1	美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について	2	2	
					2	新中学校開校準備委員会について	2	2	
					3	研修バス運行事業等について	5	9	
					4	美里町就学援助制度について	6	25	
					5	令和2年度における事務処理について	2	5	
					6	美里町立学校管理に関する規制の一部を改正する規則について	2	2	
					7	美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について	2	2	
			その他	2	1	行事予定等について	1	1	
					2	令和3年11月教育委員会定例会の開催日について	1	1	
計							40	96	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	
臨時	令和3年11月11日	4	協議	2	1	美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について	4	12	0	
	2				研修バス運行事業等について	4	5			
	午後1時30分開議									
	午後1時54分閉会									
	(0時間24分)									
計							8	17		
定例	令和3年11月26日	4	報告	6	1	報告第49号 新型コロナウイルス感染症について	2	2	0	
	2				報告第50号 区域外就学について	1	1			
	3				報告第51号 指定校の変更について	1	1			
	4				報告第52号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（10月分）について	5	20			
	5				報告第53号 基礎学力向上等について	5	17			
	6				報告第54号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について	2	2			
				審議	1	1	議案第10号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について	1	1	
			協議			5	1	令和3年度美里町議会11月会議について	2	2
	2						新中学校開校準備委員会について	3	4	
	3			美里町立小・中学校に関する2学期制の導入について	5		14			
	4			団体からの質問について	3		10			
					5	美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について	3	6		
				その他	3	1	行事予定について	1	1	
			2			令和3年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会について	2	2		
			3			令和3年12月教育委員会定例会の開催日について	1	1		
計							37	84		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年12月24日 午後1時30分開議 午後4時25分閉会 (2時間55分)	3	報告	7	1	報告第55号 令和3年度美里町議会11月 会議について	1	1	0
					2	報告第56号 令和3年度美里町議会12月 会議について	1	1	
					3	報告第57号 新型コロナウイルス感染症 について	2	2	
					4	報告第58号 区域外就学について	1	1	
					5	報告第59号 指定校の変更について	1	1	
					6	報告第60号 いじめ防止・不登校対策及 び生徒指導 (11月分) について	4	12	
					7	報告第61号 基礎学力向上等について	4	18	
			審議	3	1	議案第11号 令和4年度美里町立幼稚園 入園児の決定について	2	4	
					2	議案第12号 美里町立学校管理に関する 規則の一部を改正する規則について	2	6	
					3	議案第13号 美里町立幼稚園預かり保育 実施に関する規則の一部を改正する規則 について	2	6	
			協議	5	1	美里町学校給食運営審議会への諮問につ いて	2	3	
					2	美里町立幼稚園におけるフッ化物洗口事 業について	6	26	
					3	美里町心身障害児就学指導審議会への諮 問について	1	1	
					4	研修バス運行事業等について	2	2	
					5	新中学校開校準備委員会について	3	4	
			その他	3	1	行事予定について	1	1	
					2	令和4年1月教育委員会定例会の開催日 について	1	1	
					3	議会懇談会報告書について	3	14	
計							39	104	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和4年1月28日	3	報告	11	1	報告第62号 専決処分の報告について (美里町教育委員会専決第1号) (美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について)	1	1	0
					2	報告第63号 専決処分の報告について (美里町教育委員会専決第2号) (美里町心身障害児就学指導審議会の答申の受理及び承認について)	1	1	
					3	報告第64号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
					4	報告第65号 区域外就学について	1	1	
					5	報告第66号 指定校の変更について	1	1	
					6	報告第67号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導 (12月分) について	5	11	
					7	報告第68号 基礎学力向上等について	2	3	
					8	報告第69号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について	1	1	
					9	報告第70号 美里町学校給食運営審議会の答申について	2	2	
					10	報告第71号 新中学校開校準備委員会について	2	2	
					11	報告第72号 美里町郷土資料館の開館時間について	5	10	
			協議	5	1	美里町長の権限に属する事務の補助執行について	2	2	
					2	令和4年度美里町施政方針 (案) について	3	11	
					3	令和3年度美里町小・中学校各単位PTAの質問への回答について	5	16	
					4	美里町議会常任委員会からの提言について	5	12	
					5	美里町立小・中学校における貧血検査の実施について	4	13	
			その他	3	1	行事予定等について	1	1	
					2	令和4年2月美里町教育委員会臨時会の開催日について	1	3	
					3	令和4年2月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	1	
			計						
臨時	令和4年2月14日	4	協議	2	1	令和4年度美里町立小中学校管理職員の人事について	1	2	0
					2	大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦について	3	7	
計							4	9	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和4年2月25日	3	報告	8	1	報告第73号 専決処分の報告について (美里町教育委員会専決第3号) (美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について)	1	1	0
					2	報告第74号 専決処分の報告について (美里町教育委員会専決第4号) (美里町心身障害児就学指導審議会の答申の受理及び承認について)	2	2	
					3	報告第75号 令和3年度美里町議会3月会議について	2	2	
					4	報告第76号 新型コロナウイルス感染症について	3	7	
					5	報告第77号 区域外就学について	1	1	
					6	報告第78号 指定校の変更について	1	1	
					7	報告第79号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導 (1月分) について	5	19	
					8	報告第80号 公立・私立高等学校の受験状況について	3	8	
			協議	2	1	美里町長の権限に属する事務の補助執行について	6	8	
					2	美里町立幼稚園、小・中学校における環境教育の方向性について	5	8	
			その他	3	1	行事予定等について	1	1	
					2	令和3年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	2	2	
					3	令和4年3月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	1	
			計						
定例	令和4年3月25日	2	報告	6	1	報告第81号 令和3年度美里町議会3月会議について	2	3	0
					2	報告第82号 新型コロナウイルス感染症について	2	2	
					3	報告第83号 区域外就学について	1	1	
					4	報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導 (2月分) について	3	4	
					5	報告第85号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について	1	1	
					6	報告第86号 基礎学力向上等について	4	15	
			審議	7	1	議案第14号 学校医の委嘱について	2	2	
					2	議案第15号 学校歯科医の委嘱について	2	2	
					3	議案第16号 学校薬剤師の委嘱について	2	2	
					4	議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について	2	2	
					5	議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	2	2	
					6	議案第19号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について	2	2	
					7	議案第20号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について	3	5	
			協議	3	1	第2期美里町教育振興基本計画の改訂について	4	19	
					2	職員の人事について	1	1	
					3	美里町長の権限に属する事務の補助執行について	2	2	
			その他	4	1	行事予定等について	4	11	
					2	令和4年4月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	1	
					3	令和4年3月16日に発生した地震について	2	2	
					4	まちづくり会議からの質問への回答について	4	4	
			計						

教育委員会の会議運営状況集計表

№	開催月日	定例	臨時	出席 委員	報告	審議	協議	その他	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考
1	4月16日		○	4	1	0	2	2	15	98	0	
2	4月26日	○		4	4	8	8	4	60	123	0	
3	5月23日	○		3	6	0	5	3	30	73	0	
4	6月28日	○		4	7	1	8	2	65	348	0	
5	7月28日	○		3	8	1	3	6	48	303	0	
6	8月10日		○	4	0	0	2	0	11	246	0	
7	8月27日	○		3	7	0	7	3	51	167	0	
8	9月30日	○		4	8	0	5	2	59	308	1	
9	10月25日	○		4	7	0	7	2	40	96	0	
10	11月11日		○	4	0	0	2	0	8	17	0	
11	11月26日	○		4	6	1	5	3	37	84	0	
12	12月24日	○		3	7	3	5	3	39	104	0	
13	1月28日	○		3	11	0	5	3	45	96	0	
14	2月14日		○	4	0	0	2	0	4	9	0	
15	2月25日	○		3	8	0	2	3	33	61	0	
16	3月25日	○		2	6	7	3	4	46	83	0	
計		12	4	56	86	21	71	40	591	2,216	1	

※ 出席委員は教育長を除く人数となる。

※ 発言者数及び発言回数は会議出席者全員のものである。

5 教育相談の実施状況

令和3年4月～令和4年3月

青少年教育相談員の相談件数

※（ ）内は特別支援教育専門員の相談件数

月	教育相談件数														定期巡回訪問	はなみづき教室	主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談								
	子供	親	教員	発達障児	子供	親	教員	発達障児	子供	親	教員	発達障児					
4		1					1				2	1	0	0	(教) 不登校対応 (関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換		
5		(3)					3				3	2 (2)	3 (3)	5	(教) 新型コロナウイルス対応		
6	1	2		1			2				1	1	6 (6)	13			
7								(1)			2	1	2 (2)	5	(関) 要対協議 (親) はなみづき教育相談会		
8												2 (1)	1 (1)	4			
9							3				2	1	1 (1)	6			
10							1 (1)				3	1	2 (2)	6			
11		1					1 (3)	1			1	1	4 (4)	11			
12		2					3				2	1	4 (4)	10			
1		(1)	(1)	(2)			1 (1)	(3)			2 (1)	1 (2)	4 (4)	8			
2		(1)						1 (2)			1	2	7 (7)	3			
3											2	2	0	10			
小計	1	6	0	1	0	0	15	2	0	0	21	16	34	81			
合計	8				17				37				34	81			
総計	207																

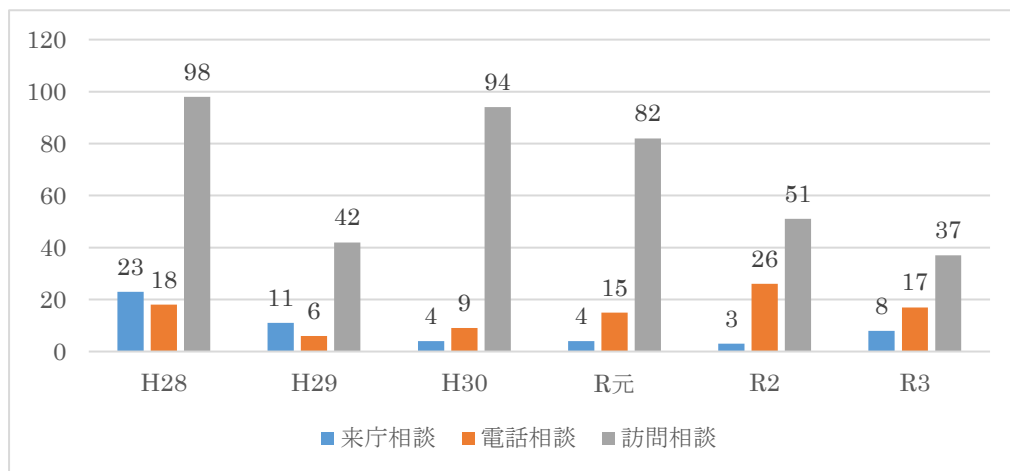
特別支援教育専門員の相談件数

小計	0	5	1	2	0	0	1	10	0	0	1	5	34		就学相談：24件 ことばに関する相談：1件 定期巡回訪問：34件
合計	8				11				6				34		
総計	59														

教育相談の実施状況

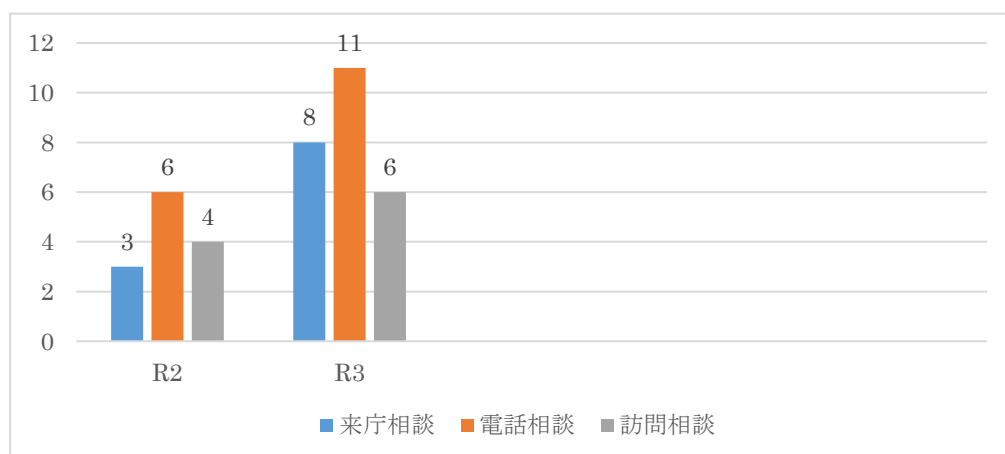
(青少年教育相談員の相談件数)

年度 項目	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
来庁相談	23	11	4	4	3	8
電話相談	18	6	9	15	26	17
訪問相談	98	42	94	82	51	37



(特別支援教育専門員の相談件数)

年度 項目	R2	R3
来庁相談	3	8
電話相談	6	11
訪問相談	4	6



Ⅱ 点検・評価

1 点検・評価の対象と方法

(1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅し、その管理及び執行状況を点検・評価するため、前年度に引き続き、1) 意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、2) 法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、3) 政策を推進するための事務として「美里町総合計画・総合戦略（以下「総合計画」という。）を推進するための取組」の三つの項目を点検評価の対象としました。

1) 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議体の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定の行使は合議体として教育委員会の会議において行われます。教育委員会が合議体の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に積極的に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行われなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行にする事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているかを点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものです。

3) 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために総合計画が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で2つの教育政策と5つの施策が掲げられています。

教育委員会では、総合計画の進行管理に基づき、この5つの施策の主な事業について、施策ごとにその事務の管理及び執行状況について点検・評価を行います。

(2) 点検・評価の方法

1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ

教育委員会の事務局において、各担当係から、各担当係の事務の管理及び執行状況、その自己点検・評価内容を聞き取り、事務局が点検・評価をした上で原案を作成しました。その原案をたたき台に教育委員会で協議をしました。

↓

教育委員会で協議し、作成した報告書案を教育委員会評価委員会に諮り、教育委員会評価委員会に意見を求めました。

↓

教育委員会評価委員会の意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において教育委員会評価委員会の意見を尊重して、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

2) 点検・評価の作業

点検・評価は、その結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善すべき課題が、その後どのように改善されているか確認しました。

次に、これまでと同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、できるだけ詳細にわたり点検・評価を行いました。

また、「教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が遵守されているかを点検するための関係法令チェックシートを作成して、一つ一つについて法令の遵守状況を点検する作業を行いました。

3) 学識経験を有する者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定により、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているため、点検及び評価については美里町教育委員会評価委員会条例第3条の規定に基づき、教育委員会評価委員会委員に意見をいただきました。

【美里町教育委員会評価委員会委員】

No	氏 名	経歴等
1	忽 那 正 範	元涌谷中学校長
2	小 野 祐 哉	元南郷中学校PTA会長
3	葛 西 美智子	塾講師

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 前年度の課題の改善状況

(1) これまでの教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

×改善されていない

幼稚園における全体の職員数に占める会計年度任用職員（非常勤職員）の割合は、令和2年度と同様、61パーセントでした。

幼稚園教諭においては、令和2年度の47パーセントから44パーセントに減少しました。

町当局との協議では、財政的理由等から正規職員の増加は難しい状況であります。今後は、会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で、幼児にとって充実した教育・保育の提供が求められます。

教育委員会では、この幼稚園における教育・保育をより充実させるための人員配置について協議していませんので、会計年度任用職員を対象とした資質向上のための体系的な研修の検討も含め、幼稚園における教育・保育をより充実させるための人員配置について、協議してまいります。

2) 会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫が必要である。

×改善されていない

令和3年度においては、住民が傍聴しやすい開催方法、日時等について検討することとしておりましたが、教育委員会事務局において調査・研究できず、教育長が教育委員会の会議の議事として提案することができなかったため、具体的な検討はできていません。

今後、他市町村の事例等を参考にし、住民が傍聴しやすい開催方法等について、動画配信サービスによる公開も含めて教育委員会で具体的に検討していきます。

3) 学校の課題の一つに「通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供」への支援がある。特に、特別な配慮を要するADHD障害の子供に対する「自立活動」の指導が必要で、それに特化した特別支援教育支援員の研修会開催の検討が必要である。また、初任者研修等を行っているが、例えば、令和元年度に実施した「プログラミング教育研修会」や「宮城県総合教育センターとの連携によるサポートプログラム事業」のように、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修を検討する必要がある。

特別支援教育連携協議会では、各校が抱えている特別支援教育における課題を集約し、ADHDをはじめとする支援が必要な子供に対する自立支

援等の支援策についての講習会を実施しました。

また、喫緊の教育課題として、コロナ禍におけるリモート授業をはじめ、ICTを活用した情報教育の推進を図るため、情報化推進リーダーを対象にICT機器によるインターネットを活用した授業やプログラミング教育の研修を実施しました。

- 4) 学校の評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員（会）のあり方を考える必要がある。

×改善されていない

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から、教育委員会の事務職員等が評議委員会に参加できませんでした。新型コロナウイルス感染の感染状況に応じて、出席する方法等を考えてまいります。

また、年度内の評議委員会で集約された意見については、教育委員会で共有し、次年度以降の学校運営及び事業改善につながるよう協議してまいります。

- 5) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかける必要がある。

×改善されていない

教育委員会における全体の職員数に占める会計年度任用職員（非常勤職員）の割合は、令和2年度の69パーセントから70パーセントに増加しました。

町当局との協議では、財政的理由等から正規職員の増加は難しい状況であります。今後は会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で提供する教育サービスの質を向上させるために、各職種に応じた資質向上の研修について、教育委員会で検討してまいります。

- 6) 特別支援教育に関する早期対応等のため、相談件数にあがった相談内容について、掲載することを検討する必要がある。

令和3年度の特別支援教育専門員が行った相談件数に加え、その内容及びその対応の概要の記載について掲載しました。

- 7) 学校再編に関する情報公開については、新中学校がよりイメージできるようコンセプトや校歌、制服、運動着の制定等、ソフト面の積極的な公開をする必要がある。

×改善されていない

令和３年度は美里町新中学校開校準備委員会設置要綱を制定し、組織の委員の公募の実施及び選定を行いました。ソフト面についての協議には至っておりません。新中学校に関する校歌、制服、運動着等、ソフト面の協議については令和４年度からの協議を予定しています。協議結果は町の広報、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス等の媒体により積極的に公開してまいります。

- ８)「宮城県総合教育センターとの連携によるサポートプログラム」のように、美里町の中学校単位での学習課題に即し、「学びのロードマップ(学校区の課題に応じた指導法の工夫改善や自主学習の方法、学習習慣等)」の統一を図った研究は学校枠を超えて取り組むべきものとする。その核となる研究主任会議の設置を検討する必要がある。

児童生徒全体の学力向上に向け、学校の枠を超えた取組を推進するために、各小中学校の研究主任等で構成する学力向上推進委員会を設置しました。令和３年度は、継続的な取組の基盤となる「美里町学力向上推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づき学力向上対策を進めてまいります。

- ９) コロナ禍の中、今後は授業をリモートで実施することも想定されてくるので、町立小中学校の教員を対象にインターネットを活用した授業等に関する研修を検討する必要がある。

令和３年度は情報化推進リーダーを対象にＩＣＴ機器によるインターネットを活用した授業に関する研修を実施しました。

- １０) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関する制度の周知方法について保護者にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

×改善されていない

保護者への周知方法については、学校だよりやスクールカウンセラーだよりの配布を実施しましたが、保護者に分かりやすく、活用しやすい案内とはなっていません。利用者向けのフローチャートやＱ＆Ａを含めて、制度を活用しやすいよう参観日等、保護者の来校日に合わせて保護者に制度の周知や理解が行き届く案内方法を検討してまいります。

- １１) 青少年の自主活動グループ(ボランティアやまちづくり活動)が活動できる場所、自主活動を支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると考えられるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

×改善されていない

令和３年度は高校生を対象とした藍染展や美術展で町民ギャラリーを利用いただきましたが、自主活動グループの利用とまでは至っておりません。

今後は、学校を通じた図書館の利用案内書の配布、ソーシャルネットワーキングサービスを通じた図書館の活用事例の発信等により、青少年が図書館を積極的に活用できるように努めてまいります。

- 1 2) 学び支援コーディネーターの配置については、学校単位だけではなく、図書館での配置も検討する必要がある。

×改善されていない

宮城県の事業としての学び支援コーディネーター等配置事業については、令和2年度で事業制度が終了しています。この事業については、後継事業の在り方を含めて教育委員会で検討をしていませんので、今後検討してまいります。

- 1 3) 学校給食において、栄養士会をはじめ、現場から出た意見に対して、確実に対応できる体制を検討する必要がある。

現場から出た意見として、経年劣化等による施設や備品の修繕が多く、これらについては現場での聞き取りや状況確認による情報を事務局内で共有し、緊急性や費用対効果等を勘案し、優先順位をつけて対応しています。今後は栄養士会より、献立の見直しや食育の在り方等、学校給食に関する問題について意見が出されることが想定されますので、教育委員会で協議ができる体制を図ってまいります。

- 1 4) 幼稚園の一時預かりについて、保護者の緊急時等に関しての配慮も必要になってくることから、利用時間を預かり保育に合わせていただくよう検討する必要がある。

令和3年度に美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正し、一時預かりの利用時間を預かり保育の利用時間に合わせております。

3 点検・評価の結果

(1) 教育委員会の会議運営

【実施状況】

令和3年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、6～14頁に記述したとおり定例会12回と臨時会4回を計16回開催し、これらの会議の中で取り扱った議事は報告86件、審議21件、協議71件、その他40件でした。(件数はいずれも年度を通した延べ件数)

【点検・評価】

- 1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則（以下「会議規則」と言う。）が遵守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

① 会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。(会議規則第2条)

臨時会及び定例会について3日前までに告示をして、招集しました。

② 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。

(会議規則第3条第1項)

指定時間に遅れることなく参集しました。

③ 委員は、会議に出席できないときは、その旨を教育長に届け出たか。

(会議規則第3条第2項)

委員は会議に出席できないときは、事前に教育長へ届け出ています。

④ 毎月1回の定例会が招集されたか。(会議規則第4条第2項)

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催しました。

⑤ 教育長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。

(会議規則第4条第3項)

教育長が必要と認めたときに臨時会を4回開催しました。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、令和3年度においてはありませんでした。

⑥ 会議は公開されたか。(会議規則第5条第1項)

会議は公開としましたが、個人情報等保護の観点から必要に応じ、報告・審議・協議内容によって秘密会とした会議もありました。

⑦ 秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。

(会議規則第5条第1項)

秘密会とするときは3分の2以上の同意を得ました。

⑧ 秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させたか。

(会議規則第5条第3項)

会議中において一部秘密会とする場合は、会議に関係のない者及び傍聴人に退場していただきました。

⑨ 委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得たか。

(会議規則第11条)

委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得ました。

⑩ 動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。

(会議規則第14条第1項)

動議はありませんでした。

⑪ 教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。

(会議規則第15条第1項)

教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しました。

⑫ 教育長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。

(会議規則第16条第1項)

採決は、挙手によって行いました。

⑬ 教育長は、採決したときは、その結果を宣告したか。

(会議規則第16条第2項)

教育長は、採決したときは、その結果を宣告しました。

⑭ 教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。

(会議規則第19条)

教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告しました。

⑮ 議事録は、必要な事項が記載され、作成されたか。

(会議規則第21条)

議事録は、必要な事項を記載し会話形式で作成しました。

⑯ 議事録は、次の定例会において承認を受けたか。

(会議規則第22条第1項)

臨時会及び定例会の議事録は次の定例会で承認を受けました。

⑰ 議事録には、教育長が指名した委員 2 人が署名したか。

(会議規則第 22 条第 3 項)

承認を受けた議事録に、教育長が指名した委員 2 人が署名しました。

2) 次に、教育委員会の会議運営が公平で効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

① 委員の出席状況

各委員の会議への出席状況については、6 回の定例会で 1 人の委員が、1 回の定例会で 2 人の委員が都合により欠席し、それ以外の会議には委員全員が出席しました。

② 委員の発言状況

審議、協議の各議案別の発言回数を議事録から拾ったところ、次のような回数となりました。

ア 審議：21 議案で計 72 回の発言、1 議案あたり平均約 3.4 回の発言

イ 協議：71 議案で計 1195 回の発言、1 議案あたり平均約 17.1 回の発言

前年度の発言回数は審議 32 議案で計 201 回、協議 56 議案で計 1119 回となっています。令和 3 年度の教育委員会では、美里町就学児援助に関する協議で、発言回数が全体的に多くなっています。

③ 会議時間

1 回当たりの会議時間は、平均で定例会が 3 時間 25 分、臨時会が 1 時間 13 分でした。前年度は定例会が 3 時間 41 分、臨時会が 1 時間 35 分でした。議事内容により会議時間は異なります。

④ 会議の事前公表、周知

定例会及び臨時会の全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行いました。

⑤ 会議資料の事前配布

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきました。令和 3 年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できましたが、一部の資料については作成が間に合わず、会議当日に配布することがあり

ました。

⑥ 議事録の公開

教育委員会の議事録については、会議開催翌月の定例会で承認を受け、当該月末に公開しました。

⑦ 傍聴者の数

傍聴者の数は令和3年度を通して延べ1人であり、前年度の4人から3人減少しました。

⑧ 会議の運営

地教行法第4条に、教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、それぞれ町長が、議会の同意を得て、任命するとあります。また、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされており、委員は、多様な民意を反映させることを目的の一つとして選任されています。

教育委員会の会議に当たり、議長となる教育長は、委員が積極的に自由に発言できるよう配慮する必要があります。委員は、あらかじめ議事の内容を確認し、必要に応じて調査等を行ったうえで会議に臨み、積極的に自由に発言する必要があります。また、事務局は、教育長が定める議事について、委員に対し、必要な資料を事前に準備し配布するとともに、会議に当たっては、できるだけ分かり易く正確な説明を行う必要があります。

(2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和3年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその遵守状況を点検していきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 七 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

〈執行状況〉

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和3年度の執行状況を点検・評価します。

1) 地教行法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

【実施状況】

令和3年度は新中学校の開校に向けた準備をするため、美里町新中学校開校準備委員会設置要綱を制定し、組織の委員の公募の実施及び選定を行いました。

【点検・評価】

美里町新中学校開校準備委員会設置要綱については、令和元年度から教育委員会定例会において協議を重ね、令和3年7月に決めました。この要綱に基づき、35人の委員について、公募により6人、学校推薦により21人、教育委員会の指名により8人を選定し、令和4年1月の教育委員会定例会で決定しました。

このことにより、新中学校開校に向けた準備について、令和4年度から協議する体制を整えることができました。

2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

【実施状況】

教育財産については、教育委員会事務局（教育総務課）が総括管理を行っていますが、教育財産の修繕については、緊急性のあるものはその都度修繕を行っており、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

令和3年度は、各小学校、中学校、幼稚園の消防設備改修工事及び近代文学館の屋根改修工事を実施しました。

【点検・評価】

町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を進めていかなければなりません。

中学校施設については、再編するまでの期間において生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう修繕等を行っていく必要があります。

小学校施設については「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模

改修等を計画的に実施する必要があります。今後は、壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

これらのことを踏まえ、令和3年度は、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し、実情を把握しました。今後、年1回定期的に点検を行うとともに、その結果を教育委員会に報告し、適切な修繕に努めていきます。

3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。(県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外しています。)

【実施状況】

令和2年度に引き続き、幼稚園、小学校及び中学校の学習指導及び生徒指導、教育研究の推進を図るために学校教育専門指導員を、青少年の学校及び家庭の教育相談、不登校児童生徒等への訪問相談、学校と関係機関及び団体との連携を推進するために青少年教育相談員を、特別支援教育の計画策定及び実施並びに評価、特別支援教育を必要とする園児及び児童生徒の教育支援、特別支援教育に関する教職員の研修を推進するために特別支援教育専門員を1人ずつ、会計年度任用職員ですが、教育委員会に専従で配置しました。

人事評価については前年度に引き続き町長部局の方針を踏まえて正規職員について教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が60人であるのに対して会計年度任用職員が141人となっています。

【点検・評価】

学校教育専門指導員については、全国学力・学習状況調査及びC R T(目標基準準拠検査)の結果に対する研究を行い、学力向上推進委員会の中で児童生徒の学力向上における今後の方針の検討をしました。この方針については、教育委員会で協議され、決定されました。今後は「習熟のための時間を考慮した指導の工夫」、「基本的な学習スタイルの定着」、「I C Tによる授業等の効率化」を中心とした具体的な対策の検討をする必要があります。

青少年教育相談員については、小中学校からの月例の不登校及びいじめの発生状況の報告内容の聞き取り、学校の訪問等により個別の相談内容への対策の提案を行いました。また、「はなみずき教室」を定期的に開催し、不登校となっている児童生徒の心のケアに努めました。今後は不登校となっている児童生徒及びいじめ防止の課題に向けて、現在の事業内容の見直し等、全体的な対策の検討をする必要があります。

特別支援教育専門員については、幼児の保護者及び福祉関係機関からの就

学相談及び教育相談を受けて、相談内容に応じた関係機関と連携した支援体制を構築しました。今後は発達障害の早期把握と支援が行われるよう、保護者や学校に対する就学相談及び教育相談の機会の提供の更なる推進が必要となります。

人事評価については、正規職員の実施となっていますが、今後は会計年度任用職員についても実施していく必要があります。

4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

【実施状況】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

① 入学期日の通知、学校の指定（通称：入学通知）

ア 学校教育法施行令第5条関係

（小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知）

- ・通知年月日：令和4年1月13日
- ・令和4年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し当該保護者に通知しました。

イ 学校教育法施行令第6条関係

（学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知）

- ・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。
- ・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

ウ 学校教育法施行令第7条関係（学校長への通知）

- ・上記ア及びイと同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

② 就学義務履行の督促

- ・対象事案なし

③ 学齢簿の編成（小学校新1年生のみ）

令和3年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者194人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月1日に紙媒体で起案後に決定しました。

※転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し、決定後に入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

④ 区域外就学の協議

ア 協議件数 36 件

【他市町村への協議】 他市町村在住で美里町立学校に就学 13 件

【他市町村からの協議回答】 美里町在住で他市町村立学校に就学 23 件

イ 届出件数 12 件

【県立学校】 古川黎明中学校 8 件（うち年度途中 0 件）

【私立学校】 古川学園中学校 2 件（うち年度途中 0 件）

秀光中学校 1 件（うち年度途中 0 件）

仙台白百合学園中学校 1 件（うち年度途中 0 件）

私立小学校 0 件

⑤指定校の変更

承認件数 16 件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務を実施しました。今後も同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委員会としてはこれらの法令を遵守して確実に実施することが求められています。

【実施状況】

地教行法第 33 条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則（以下「管理規則」という。）に基づき、次のような必要な管理を行ってきました。

① 組織編制

ア 校務分掌の組織（管理規則第 16 条）

各小中学校が校務分掌の組織を定め、それを教育委員会に報告をさせました。

イ 主任等の指名（管理規則第 17 条から第 22 条まで及び第 41 条）

毎年度始め（4 月）に各小中学校及び幼稚園において、校長（園長）が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

ウ 学校事務の共同実施組織（管理規則第 22 条の 2）

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成 27 年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置しており、

令和3年度は全体活動を年5回と班活動を年5回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

エ 職員会議（管理規則第23条）

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に開催しました。

オ 学校評議員（管理規則第24条）

校長（園長）の委嘱により、小中学校で33人、幼稚園で10人の評議員がいます。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を求めました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の開催が困難な状況であったため、会議だけではなく、行事等の際に評議員から直接ご意見を受けることも多くなってきました。

② 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導（管理規則第6条及び第39条）

各小中学校及び幼稚園は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校及び幼稚園の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等をまとめた「教育計画」を各小中学校及び幼稚園に作成させ、報告させました。

【点検・評価】

関連する法律等を遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【実施状況】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区（大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の各市町の教育委員会で組織する協議会（北部地区教科用図書採択協議会）によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

令和3年度は次のとおり小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

① 町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3回開催しました。

4月23日 採択日程の説明

6月10日 学校現場の意見反映の手段として、小中学校への採択希望調査を実施し、町教育委員会の採択希望案の決定に当たり、調査結果を参考としました。
6月28日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告
7月26日 採択協議会の採択結果の承認

② 採択教科書（一般図書）について

小・中学校合わせて118冊を採択しました。

③ 採択結果及び採択理由の公表

8月1日に北部地区教科用図書採択協議会を構成する2市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと判断しています。

7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

【実施状況】

令和3年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

- ① 各小学校・中学校・幼稚園消防設備改修工事
- ② 近代文学館屋根改修工事

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

- ① 南郷給食センター包丁まな板殺菌庫
- ② 不動堂小学校給食室消毒保管庫
- ③ 小牛田小学校給食室ガス回転釜
- ④ 小牛田小学校給食室包丁まな板殺菌庫
- ⑤ 中塚小学校・南郷小学校用ミシン
- ⑥ 中塚小学校・南郷小学校用CO2モニター
- ⑦ 小牛田小学校・南郷小学校洗濯機
- ⑧ こごた幼稚園・ふどうどう幼稚園・なんごう幼稚園つい立

【点検・評価】

令和3年度は、施設改修や長寿命化計画に沿った維持改修工事及び、小中学校の情報通信ネットワーク整備により、施設の環境改善を行うことができました。また、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し、実情を把握しました。今後、定期的に点検を行うとともに、適切な修繕に努めていきます。

さらに、各種の備品購入により新型コロナウイルス感染症対策を含め、児童

生徒の健康管理、教育環境の改善を図ることができました。

8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること。

【実施状況】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、令和3年度において、次のとおり研修を実施しました。

	月日	研 修 会 名	対 象	人数 (人)	事前 資料	事後 アンケート
1	4/5	学力向上支援員研修会①	学力向上支援員	8	○	
2	5/18	小・中学校教頭会研修会①	教頭	9		
3	6/4	特別支援教育連携協議会	特別支援教育連携協議会委員	17		
4	7/15	小・中学校教頭会研修会②	教頭	9		
5	7/16	学力向上支援員研修会②	学力向上支援員	8	○	
6	8/3	幼・保・小中初任者研修会①	初任幼稚園教諭・小中教諭・保育士	11		
7	8/4	特別支援関係者研修会	特別支援学級担任 特別支援コーディネーター	45		○
8	10/6	特別支援コーディネーター連絡協議会②	特別支援コーディネーター	23		
9	10/15	小・中学校教頭会研修会③	教頭	9		
10	11/25	学力向上支援員研修会③	学力向上支援員	8	○	
11	12/1～ 12/17	小中初任者研修（授業実践・面談）②	初任小中教諭	9		
12	12/10	小・中学校教頭会研修会④	教頭	9		
13	2/17	小・中学校教頭会研修会⑤	教頭	9		

次に掲げる研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会自体は中止となりましたが、研修資料の配布により各研修の内容の理解を図りました。

研 修 会 名	対 象	人数 (人)	研修の内容
特別支援教育支援員研修会	特別支援教育支援員	2	職務の遂行に当たる服務・職務について
教員補助員研修会	教員補助員	29	職務の遂行に当たる服務・職務に

			について
特別支援教育コーディネーター連絡協議会①・③	特別支援教育コーディネーター	23	特別支援教育に係る当該年度の現状と方針について

【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にせざるを得ませんでした。資料の配布や配布後のフォローにより、研修内容の理解浸透を図りました。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

【実施状況】

① 保健に関すること

各小中学校においては学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断
- ・健康相談の実施 ・保健指導の実施 ・保健室の設置
- ・スクールカウンセラーは各小中学校に配置、スクールソーシャルワーカーは各中学校区に配置

② 安全に関すること

各小中学校においては学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの改定

③ 厚生、福利に関すること

町費負担の小中学校、図書館及び幼稚園並びに郷土資料館の職員に関する厚生、福利については任命権者である美里町教育委員会で行っています。

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして前年度のように国の基準に基づく就学援助を実施しました。

【点検・評価】

町費負担の小中学校、図書館及び幼稚園並びに郷土資料館の職員について

は、労働安全衛生法施行規則に定められた項目について実施しました。

県費負担教職員については、学校保健安全法施行規則に定められた項目について実施しました。

各中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、要望があった小学校の相談対応を町長部局と連携し実施しました。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

【実施状況】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。町内の小中学校及び幼稚園においては、学校薬剤師を配置し、全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を前年度と同様に実施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

11) 学校給食に関すること。

【実施状況】

南郷学校給食センター及び中学校の運営業務については、民間事業者に委託しています。また、小牛田地域の幼稚園は民間事業者の調理した弁当給食としています。

令和3年度の各小中学校及び幼稚園の給食実施日数は、次のとおりです。

小中学校（幼稚園）名	実施日数
小牛田小学校	186日
不動堂小学校	186日
北浦小学校	186日
中埴小学校	186日
青生小学校	186日
南郷小学校	185日
小牛田中学校	184日
不動堂中学校	184日
南郷中学校	180日
こごた幼稚園	160日
ふどうどう幼稚園	161日

なんごう幼稚園	1 6 4 日
---------	---------

令和3年度より学校給食費の単価を改定したことで、使用できる食材の品目が増え、不足していた栄養量を改善することができました。

【点検・評価】

食中毒や体に害を与えるような重大な事故は発生することなく、安全・安心な学校給食を児童生徒及び幼児に提供することができました。

12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

【実施状況】

① 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修を開催しました。

※町内の児童を対象としたこどもふれあいまつり及び中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

② 地域の教育力を向上させるための取組

前年度と同様に、協働教育（家庭・学校・地域連携）推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援講座、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。

③ 図書館の利用についての取組

個人及び団体への図書等の貸出しのほか、住民がより楽しく本や地域の資料に触れることを目的とし、おはなし会や図書館まつりを開催しました。

※公民館の事業に関することは、町長部局のため、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

【点検・評価】

小学5、6年生を対象としたインリーダー研修では、異なる学校や年齢の児童が交流しながら共同で作業をし、体験活動をすることによって、自主性や協調性を学び、小学生リーダーとしての心構えを学ぶことにつながりました。

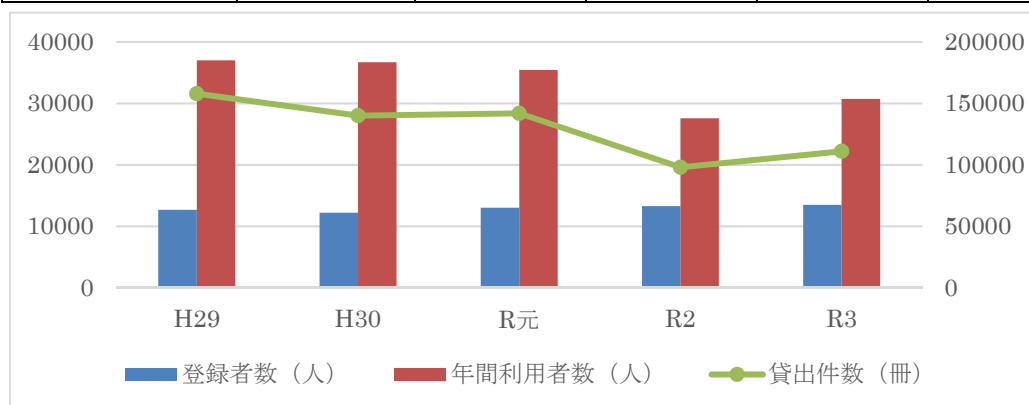
地域の教育力を向上させるための取組については、コロナ禍の中でも創意工夫をしながら取り組むことができました。

生涯学習の充実の取組については、前年度から比較するとコロナ禍による制限も一部緩和となった結果、次表のとおり利用者数は増加しました。しかし、若い年齢層（１８歳～２５歳）については比較的利用が少ない状況となっているので、若い年齢層の趣味・趣向を調査し、それに合った図書や企画の充実を図ってまいります。

また、図書館に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価するためには、年間計画を教育委員会で把握する必要があるため、近代文学館事務局が近代文学館運営審議会等の意見を聴いたうえで年間計画を作成し、教育委員会に報告、了承のうえ、この年間計画に基づき事務を執行する必要があります。

図書館の利用状況の推移

項目 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
登録者数（人）	12,685	12,210	13,014	13,273	13,498
年間利用者数（人）	37,005	36,689	35,431	27,580	30,731
貸出冊数（冊）	157,895	140,109	141,921	98,047	110,050



13) スポーツに関すること。

地教行法第２３条第１項の規定に基づき、地教行法第２３条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を定めていることから、町長が管理し、及び執行する事務であるため、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

14) 文化財の保護に関すること。

【実施状況】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、5遺跡で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業（翻刻）が順調に進んでいます。南郷古文書を読む会の協力を得て、東北大学上廣歴史資料学研究部門からの指導を受けつつ、解読を進めています。
- ・小牛田農林高等学校の生徒への声かけなど、ボランティア活動の推進に努め、牛飼遺跡発掘調査で出土した土器の水洗作業に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症により継続的な実施が難しい状況でした。
- ・美里町郷土資料館では、新型コロナウイルス感染症対策により一時休館しましたが、その間に収蔵資料の数量調査を実施しました。町内外からの団体視察の受け入れのため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行いました。一部の展示物や収蔵棚の固定を行い、地震対策に努めました。
- ・世界農業遺産を軸とした学習講座と初めて古文書に触れる方を対象とした学習講座を実施しました。
- ・町指定天然記念物「十王山の槻ノ木」の折損について、樹木診断を行いました。

【点検・評価】

令和3年度は、コロナ禍ではあったものの、美里町文化財保護活用基本方針に基づいて歴史的価値の高い文化遺産の調査を進めることができました。一方で、伝統芸能を取り巻く環境は、社会構造の変化や高齢化の進行により担い手の確保が非常に厳しくなっており、活動が停止している状況です。今後は、担い手の確保の取組の範囲を小学校区全体や町外周辺地域に在住する神楽経験者にまで広げるといった、文化財の所在する地域範囲にとらわれない保護活動の展開が求められます。また各指定文化材の保護・活用の個別計画の策定を進めるとともに、文化財指定の推進を図っていく必要があります。

また、文化財保護、美里町郷土資料館に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価するためには、教育委員会で年間計画を把握する必要があるため、事務局が文化財保護委員会等の意見を聴いたうえで年間計画を作成し、教育委員会に報告、了承のうえ、この年間計画に基づき事務を執行する必要があります。

15) ユネスコ活動に関すること。

【実施状況】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は各小中学校において実施していません。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流がありますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施がありませんでしたが、美里町国際交流協会主催で英語俳句コンテストが開催され、教育委員が審査員として参加しました。

【点検・評価】

教育委員会では、新型コロナウイルスの国内外を含めた感染状況を注視し、今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に参加・協力していきます。現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、新中学校をESDの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟について検討しています。

16) 教育に関する法人に関すること。

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象から除いております。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

【実施状況】

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施しました。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

【実施状況】

① 広報活動について

毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームページに加えて、ソーシャルネットワーキングサービスを主な媒体にして実施してきました。

② 教育行政に関する相談について

教育委員会事務局（教育総務課）の担当者が町民の相談に対応しています。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。他市町村の事例等を参考に、周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うよう努めていきます。

教育行政に関する相談については、教育総務課で相談に応じています。相談内容及びその対応については、必要に応じて対応できるように文書で記録し適切に管理・保存しております。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること。

【実施状況】

① 総合教育会議について

総合教育会議は、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う会議です。

令和3年度においては2回の会議を開催しました。

第1回会議 令和3年4月16日(金)午後3時5分～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

報告事項 第2期美里町教育振興基本計画について

協議事項 美里町教育大綱について

第2回会議 令和3年11月11日(木)午後2時40分～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 美里町就学援助について

【点検・評価】

第1回会議においては、第2期美里町教育振興基本計画に関する経過と今後の計画について、教育委員会から町長に対し説明を行いました。

美里町教育大綱については、昨年度からの経過と今後の計画について、町長から教育委員会に対し説明があり、両者を一体化することの協議・調整を行いました。

第2回会議においては、美里町の就学援助制度の見直しについて、教育委員会で協議し、取りまとめた内容について説明しました。その内容は、子どもの貧困を踏まえ、経済的に支援が必要な世帯を支援する必要があるとの考えから、就学援助の支給対象費目で現在支給していない費目の追加、準要保護世帯の認定基準（生活保護の基準に一定係数を掛けたものを基準とする。）の見直しを要請したものです。その必要性については、町長に理解していただきましたが、この見直しを実施するために必要な予算の確保等について、町長部局で検討する必要があることから、検討していただくこととなりました。

② 教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

ア 学校行事等への出席

- ・小学校入学式

令和3年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席

- ・中学校入学式

令和3年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席

- ・幼稚園入園式

令和3年4月9日 教育長、委員が各園に分かれて出席

- ・中学校卒業式

令和4年3月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席

- ・幼稚園修了式

令和4年3月16日 教育長、委員が各園に分かれて出席

- ・小学校卒業式

令和4年3月18日 教育長、委員が各校に分かれて出席

※小学校、中学校、幼稚園の運動会については、小学校、中学校、幼稚園において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓を招待せずに実施しました。

※遠田郡中学校総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓を招待せずに実施となりました。

※敬老式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

イ 各種会議、研修会への参加

- ・教職員宣誓式

令和3年4月2日 参加者：教育長、各委員

※宮城県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から教育長のみの出席となりました。

※市町村等教育委員会新任委員等実務研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

※宮城県教育委員会・宮城県市町村教育委員会教育懇話会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から教育長のみの出席となりました。

ウ 総合教育会議への出席

第1回総合教育会議 令和3年4月16日

参加者：教育長、委員4人

第2回総合教育会議 令和3年11月11日

参加者：教育長、委員4人

【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、前述したように必要に応じ行事、会議等に参加・出席しています。

(3) 総合計画を推進するための取組

総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。

基本構想では、本町の将来目標として、「将来像」と「目標人口」を設定しており、その内容は次のとおりです。

○ 将来像

心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち

○ 目標人口

令和22年（2040年）の目標人口 19,306人

これらのことを実現させるために、4つの主要課題を掲げ、その解決に向けた基本的方向及び各分野における取組の基本的方向が掲げられており、教育に関する内容は、次のとおりです。

○ 主要課題

(1) 教育環境の充実と人材の育成

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を主要課題の一つとします。

○ 主要課題の解決に向けた基本的方向

イ 教育環境の充実と人材の育成

児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を享受できる教育環境を整えます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身に付け、自ら考え行動し、同時に、人との支え合いを大切にし、ふるさとに誇りを持つ人間の育成を進めます。

○ 各分野における取組の基本的方向

イ 【教育・文化】生涯を通して学び楽しむまちづくり

家庭教育、学校教育及び社会教育を密接に連携させることにより、豊か

な人格の形成と生涯を通して学ぶことができるよう住民のライフステージ、ライフスタイルにあった学習環境を整備します。また、総合教育会議において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を協議しながら教育行政を推進します。

基本計画は、5つの分野（章）とその分野を構成する12の政策で構成されており、教育に関することは、第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくりとして、記載されており、その政策・施策等の内容は、次表のとおりです。

政策・施策		重点	施策の指標（KPI★）
	政策1 教育の振興		
	施策1 学校教育の充実	●	・満足度
	施策2 多様な人材の育成		・満足度
	施策3 生涯学習の充実		・満足度
	政策2 教育環境の整備		
	施策4 学びのセーフティネットの構築		・満足度
	施策5 教育を振興するための基盤整備	●	・満足度

★ Key Performance Indicator の略で、「重要業績評価指標」と訳される。組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標のこと。

● 町の主要課題に対し、重点的に実施する重点施策

教育委員会では、この2つの政策と5つの施策（2つの重点施策）に基づき、事務事業を行っております。その事務及び事業は合計で71あり、主な事業が38事業、委員会及び附属機関に関する事業が8事業、施設管理に関する事業が17事業、事務が8事務で構成しています。

総合計画としての進行管理は、基本計画に掲げている施策ごとに指標を設定し、計画期間の各年度において、その達成状況を測ることにより、総合計画の達成状況の評価及び検証を行い、課題を把握し、改善に努めることとしています。

このことから、教育委員会では、主な事業について、その達成度をそれぞれの事業に対する対象者の満足度を測ることによって、その対象者の事業に対する評価がどうであるのかを把握し、また、どうしてそのような評価になるのかを考察するため、その調査の実施状況について、点検・評価することが必要であると考えました。

その内容は、主な事業38事業のうち34事業において、毎年、満足度を調査し、その実施状況について点検・評価し、その結果を踏まえ、それぞれの事

業において、評価が低かった設問等から課題を捉え、その課題の解決に努めていくというものです。また、総合計画では、その進行管理を施策ごとに指標を設定することとしているため、満足度評価を行う34の事業について、施策ごとに事業の満足度の平均値を算出し、その平均値を前年度の平均値より向上させることとしています。

満足度調査は、その対象者や設問の内容により、その結果が大きく変化するものであり、この設定内容が重要です。満足度調査の内容が、それぞれの事業の課題を見出し、解決できるような内容になっているかについて確かめ、調査内容を工夫しながら調査を行っていく考えです。

こういったことを踏まえ、総合計画の基本計画の中の教育に関する5つの施策について、その実施状況について点検・評価を行います。

1) 施策1 学校教育の充実

施策の目的は、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

【実施状況】

学校教育の充実に関する10の事務事業のうち5つの事業について、満足度調査を実施しました。その内容は、その対象者の事業に対する満足度を測るため設問等を設定し、その満足度を4段階評価（1段階は25%、2段階は50%、3段階は75%、4段階は100%）で評価してもらったものであり、その結果は次表のとおりです。

No.	事業名	対象者	満足度
1	学力向上事業	学校	77.8%
2	小学校学力向上事業	学校	78.9%
3	中学校学力向上事業	学校	64.4%
4	幼稚園事業	保護者	78.5%
5	家庭教育支援事業	家庭教育講座の受講者	95.8%
施策の満足度			79.1%

【点検・評価】

5つの事業のうち、施策の満足度の平均を下回った事業は、4つの事業でした。満足度が低かった学力向上に関する3つの事業については、

児童生徒の学習意欲に関する評価と児童生徒の理解に関する評価が低かったことから、今後、学校、学力向上推進委員、学校教育専門指導員が連携を密にし、児童生徒が学習意欲を持ち、学習した内容を理解できるようにするための取組について、学力向上推進委員会を中心に検討し、いかに具体的な取組を行えるかが課題です。

幼稚園事業に関しては、保護者を対象に調査を行いました。その中の意見として、幼稚園からのおたよりや生活の様子、集金に関する情報提供が不足しているとの指摘があったことから、幼稚園から保護者への情報発信について、その手法も含め検討していきます。

家庭教育支援事業については、概ね高い評価でしたが、町外からの参加者への周知が不十分であるとの意見があったことから、ホームページ等の媒体を活用した周知について検討します。

満足度調査について、設問の内容が、何を知るための設問なのかが曖昧で、課題を把握するまでには至らなかった事業が多かったことから、今回の点検・評価の結果を踏まえ、設問内容を見直す必要があります。

2) 施策2 多様な人材の育成

施策の目的は、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

【実施状況】

多様な人材の育成に関する2つの事業について、満足度調査を実施しました。その内容は、その対象者の事業に対する満足度を測るため設問等を設定し、その満足度を4段階評価（1段階は25%、2段階は50%、3段階は75%、4段階は100%）で評価してもらったものであり、その結果は次表のとおりです。

No.	事業名	対象者	満足度
1	外国語コミュニケーション能力向上事業	学校	74.1%
2	小中学校情操教育推進事業	児童生徒	90.7%
施策の満足度			82.4%

【点検・評価】

外国語コミュニケーション能力推進事業については、英語の授業を楽しく学習しているかの設問の評価が、小学校より中学校において低い結果となり、子どもたちが英語に興味を持ち、楽しく学び続けられる環境をいかに整えられるかが課題です。

また、今回の調査は小・中学校を対象とした学校による評価であり、児童生徒を対象としたものではないため、来年度は児童生徒も対象者とし調査する必要があります。

小中学校情操教育事業については、開催した芸術鑑賞教室に対する児童生徒の満足度を調査したのですが、「とても楽しかった」との回答が74.5%と多かったものの、またこのような行事に参加したいかとの設問に対しては、「とても参加したい」との回答が52.9%であり、「とても楽しかった」と回答した割合より21.6%低い結果でした。また、開催内容についての設問では、多種多様なものに触れたいという考えがあることが読み取れました。

これらのことから、開催内容を工夫するとともに、今後、開催頻度、開催効果等についても検討する必要があります。

3) 施策3 生涯学習の充実

施策の目的は、「生涯学び、活躍できる環境を整えます。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

【実施状況】

生涯学習の充実に関する19の事務事業のうち12の事業について、満足度調査を実施しました。その内容は、その対象者の事業に対する満足度を測るため設問等を設定し、その満足度を4段階評価（1段階は25%、2段階は50%、3段階は75%、4段階は100%）で評価してもらったものであり、その結果は次表のとおりです。

No.	事業名	対象者	満足度
1	社会教育委員設置事業	社会教育委員	78.0%
2	青少年育成事業	事業受講者	91.0%
3	文化財保存事業	文化財保護委員	52.8%

4	伝統芸能等保存継承 推進事業	北浦神楽クラブ	81.4%
5	文化財活用事業	受講者、担当教諭	72.9%
6	遺跡等維持管理事業	愛護者、行政区長	63.6%
7	郷土資料館運営事業	来館者	79.6%
8	図書館サービス事業	利用者、イベント参加者	93.0%
9	資料収集・保存事業	利用者	93.0%
10	子ども読書推進事業	参加者	93.0%
11	町民ギャラリー事業	来館者	80.0%
12	学校体育施設開放事業	利用者	90.5%
施策の満足度			80.7%

【点検・評価】

12の事業のうち、施策の満足度の平均を下回った事業は、6つの事業でした。

社会教育委員設置事業及び文化財保存事業については、各社会教育委員及び文化財保護委員に評価をしていただきました。その中で青少年問題協議会運営及び文化財保存事業に関し、各種会議の開催回数が少なかったことだけでなく、事業の内容について十分な説明がなかったことから、適切な評価ができないとの指摘がありました。今後、開催回数や会議の在り方について、根本的に見直していく必要があります。

文化財活用事業については、各種事業受講者と学校で出前講座を行った際に担当教諭を対象として調査を実施しましたが、「不満」や「やや不満である」を選択した際に、その理由を知ることができない設問内容となってしまうことから、改善につながるような意見を聴きとれる設問内容にしていく必要があります。

遺跡等維持管理事業は、景観や住環境への影響を考慮し、愛護者、行政区長を対象として除草や落ち葉の回収、劣化した箇所 の修繕について調査を実施しましたが、現在の維持管理内容に対し十分でないとの評価から、低い満足度となりました。このことから、関係者と維持管理に関する話し合いを行い、支障がないよう維持管理に努める必要があります。

郷土資料館運営事業は、主に平日に開催している各種イベントを休日にも開催してほしいという要望があったことから、今後の課題として検討します。

図書館サービス事業の満足度は高い結果でしたが、令和３年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値には達しませんでした。

町内の各種団体との連携や広報活動を工夫しながら、新たな利用者を増やすことが課題です。

資料収集・保存事業についても高い満足度でしたが、古い資料を買いなおしたほうがよいのではといった意見も見られたので、その検討が必要です。利用者の要望を小牛田図書館、南郷図書館で行っている選書会議に反映させるとともに、「美里町近代文学館・南郷図書館運営方針」に基づき、町民を含む図書等選定会も活用していきます。資料収集・保存に当たっては、計画的に資料を収集するとともに、古い資料の扱いについて検討し、所蔵資料の充実に努めていきます。

子ども読書推進事業は、参加者が少ない状況でありましたが、高い満足度でした。新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業が実施できなかったものもあり、単純にアンケート調査の数値だけで評価をすることはできません。今後、コロナ禍でも開催内容の工夫をしながら事業を実施し、必要な調査を行い、課題を捉え解決していく必要があります。

４） 施策４ 学びのセーフティネットの構築

施策の目的は、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

【実施状況】

学びのセーフティネットの構築に関する１３の事務事業のうち７つの事業について、満足度調査を実施しました。その内容は、その対象者の事業に対する満足度を測るため設問等を設定し、その満足度を４段階評価（１段階は２５％、２段階は５０％、３段階は７５％、４段階は１００％）で評価してもらったものであり、その結果は次表のとおりです。

No.	事業名	対象者	満足度
１	奨学事業	奨学金利用者	６８．４％
２	特別支援教育推進事業	研修会参加者	９４．４％

3	いじめ防止、不登校対策等事業	学校	75.0%
4	南郷学校給食センター事業	児童生徒、幼児、教職員	73.1%
5	小学校給食事業	児童、教職員	90.2%
6	中学校給食事業	生徒、教職員	82.0%
7	幼稚園給食事業	幼児、教職員	77.4%
施策の満足度			80.1%

【点検・評価】

7つの事業のうち、施策の満足度の平均を下回った事業は、4つの事業でした。そのうち、奨学事業の満足度が最も低い結果でしたが、その調査における主な意見として、周知の方法、所得制限の緩和、募集期間の短さについて指摘がありました。

周知方法については、現在、ホームページ、広報、町内中学校・近隣高等学校の進学課に資料を配置していますが、奨学金利用希望者が気付きやすい方法や掲載場所について検討していきます。

また、その運用については、令和4年度の募集分から、募集の開始時期を早くすることにより募集期間を長くしたり、家庭の経済状況等に配慮し、審査基準を見直したりするなど、奨学金事業の目的に沿うよう改善していきます。

また、給付型奨学金制度等について、教育委員会で協議し、奨学金事業の充実に努めていきます。

いじめ防止、不登校対策等事業については、小学校よりも中学校において、生徒が相談しやすい環境についての満足度が低い結果でした。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、青少年教育相談員の連携の在り方を見直し、相談しやすい環境を造っていく必要があります。

また、今回の調査対象は学校だけであり、児童生徒や保護者に対する調査を実施していないことから、今後、調査対象の拡大について検討します。

南郷学校給食センター事業をはじめとした各種給食事業については、年齢が高いほど満足度が下がる傾向にありました。これは、成長に伴う個人の食嗜好の変化、食習慣の変化など様々な要因が考えられるため、その要因を捉えるための調査が必要です。

5) 施策5 教育を振興するための基盤整備

施策の目的は、「学校教育環境の整備と充実を図り、子どもたちが充実した学校教育と学校生活を送れるよう取組を進めます。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

【実施状況】

教育を振興するための基盤整備に関する24の事務事業のうち8つの事業について、満足度調査を実施しました。その内容は、その対象者の事業に対する満足度を測るため設問等を設定し、その満足度を4段階評価（1段階は25％、2段階は50％、3段階は75％、4段階は100％）で評価してもらったものであり、その結果は次表のとおりです。

No.	事業名	対象者	満足度
1	スクールバス事業	スクールバス担当教員	87.3%
2	子どもの安全安心確保事業	学校安全担当教員	69.4%
3	小学校学校生活支援事業	学校	83.3%
4	小学校教育振興事業	学校	72.2%
5	中学校学校生活支援事業	学校	74.1%
6	中学校教育振興事業	学校	66.7%
7	中学校部活動支援事業	学校	57.7%
8	預かり保育事業	保護者	85.5%
施策の満足度			74.5%

【点検・評価】

8つの事業のうち、施策の満足度の平均を下回った事業は5つの事業でした。

スクールバス事業については、満足度は高いものの、対象者がスクールバス担当教員のみであったことから、保護者や園児、児童生徒目線による課題の把握ができないものであったため、調査対象者や設問について見直す必要があります。

子どもの安全安心確保事業についても、調査対象が学校安全担当教員であったこと、また、設問内容が曖昧であったことから、課題を明確にできるものではなかったため、調査対象者の見直しや設問内容を明確化するなど、課題を把握することができる調査を行う必要があります。

小学校学校生活支援事業、中学校学校生活支援事業については、教員補助員及び特別支援教育支援員の配置や活動状況について調査を実施し、評価する必要があります。また、学校のみを調査対象者としたので、今後は、実態を把握するため、児童生徒も対象者とする必要があります。

小学校教育振興事業、中学校教育振興事業については、教授用教科書、教材、消耗品、備品等の購入や教育環境の充実を図ることとしておりますが、設問内容が曖昧であったことから、課題を明確にできるものではなかったため、設問内容を明確化するなど、課題を把握することができる調査を行う必要があります。

預かり保育事業は全体的に高い満足度でありましたが、預かり保育の実施日については低い傾向にありました。今後、日曜や祝日等の対応について検討してまいります。

また、職員の保護者対応における設問で不満足を選択した人の意見として、1人の職員に情報を伝えても他の職員に情報共有されていないという指摘があり、改善が必要です。

今回は、新しい総合計画になって最初の取組となりましたが、総合計画の実施計画の中の教育に関する5つの施策の主な事業について、その事業の管理及び執行状況を点検・評価した結果、その内容は、総合計画の進行管理の趣旨である課題を捉え改善できるものとまでは言えないものでありました。

このことを踏まえ、今後、それぞれの事業の満足度調査について、一つ一つの調査内容を確認し、その内容の見直しを行ったうえで調査を行い、それぞれの事業の課題を捉え、解決するよう努めていきます。

Ⅲ 評価委員会からの意見

第1回会議 令和4年7月15日（金）

第2回会議 令和4年8月5日（金）

1 点検・評価の対象と方法について

（1）点検・評価の対象

前年度に引き続き三つの項目を対象としたことは妥当である。

（2）点検・評価の方法

点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ及び点検・評価の作業について明確にされており、今後の取り組みの改善につながることを期待したい。

2 点検・評価の結果について

（1）学力向上支援員の配置について

- 1) 子供の学力向上における学力向上支援員の役割は非常に重要と考えるが、未設置となっている学校が一部にあるので、すべての学校に配置とすることがある。

（2）放課後や長期休業中の学習サポートについて

- 1) 町内では学習関連の事業者が多数いるため、事業者と連携し、放課後や長期休業中の学習サポートができる体制を検討する必要がある。

（3）特別支援教育について

- 1) ADHDについては、社会的自立に向けた指導を行う必要があるため、特別支援教育支援員を対象としたADHDの自立活動の指導に特化した研修の実施による知識、技術の習得に加え、年間計画を立案した上で、自立活動の支援の活動を計画的に実施する必要がある。
- 2) 幼稚園において、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるよう医療機関と連携することで、美里町が実施する発達検査の機会を検討する

必要がある。

【 総合的な意見 】

新型コロナウイルス感染症拡大という社会情勢下での対応に尽力していた中で、学力向上推進委員会を設置し、「学力向上みさとスタイル」の推進の準備を開始した点、教育委員会の会議運営において発言数も多く活発に議論されている点について、評価できるものである。また、一部改善に至っていない課題はあるものの、前年の課題に改善が見られているため、評価に関して真摯に前向きにしていると感じる。

IV まとめ

1 課題と改善策

(1) 未解決となっている前年度の課題と改善策

1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

町当局との協議では、財政的理由等から正規職員の増加は難しい状況にあります。今後は会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で、児童にとって充実した教育・保育の提供が求められます。

教育委員会ではこの幼稚園における教育・保育をより充実させるための人員配置について、協議していませんので、会計年度任用職員を対象とした資質向上のための体系的な研修の検討と併せて、幼稚園における教育・保育がより充実させるための人員配置について、協議してまいります。

2) 会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫が必要である。

今後、他市町村の事例等を参考にし、動画配信サービスによる公開も含めて教育委員会で具体的に検討してまいります。

3) 学校の評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員(会)のあり方を考える必要がある。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から、教育委員会の事務職員等が評議委員会に参加できませんでした。新型コロナウイルス感染の感染状況に応じて、出席する方法等を考えてまいります。

また、年度内の評議委員会で集約された意見については、教育委員会で共有し、次年度以降の学校運営及び事業改善につながるよう協議してまいります。

4) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかける必要がある。

町当局との協議では、財政的理由等から正規職員の増加は難しい状況にあります。今後は会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で提供する教育サービスの質を向上させるために、各職種に応じた資質向上の研修について、教育委員会で検討してまいります。

5) 学校再編に関する情報公開については、新中学校がよりイメージできるようコンセプトや校歌、制服、運動着の制定等、ソフト面の積極的な公開をする必要がある。

新中学校開校準備委員会により、新中学校に関する校歌、制服、運動着等、ソフト面の協議については令和4年度からの協議を予定しています。協議結果は町の広報、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス等の媒体により積極的に公開してまいります。

6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関する制度の周知方法について保護者にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

利用者向けのフローチャートやQ&Aを含めて、制度を活用しやすいよう参観日等、保護者の来校日に合わせて保護者に制度の周知や理解が行き届く案内方法を検討してまいります。

7) 青少年の自主活動グループ（ボランティアやまちづくり活動）が活動できる場所、支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると考えられるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

令和3年度は高校生を対象とした藍染展や美術展で町民ギャラリーを利用いただきましたが、自主活動グループの利用とまでは至っておりません。今後は、学校を通じた図書館の利用案内書の配布、ソーシャルネットワーキングサービスを通じた図書館の活用事例の発信等により、青少年が図書館を積極的に活用できるように努めてまいります。

8) 学び支援コーディネーターの配置については、学校単位だけではなく、図書館での配置も検討する必要がある。

この事業については、後継事業の在り方を含めて教育委員会で検討をしていませんので、今後検討してまいります。

(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策

1) 学力向上支援員について、未設置となっている学校が一部にあるので、すべての学校に配置とすることが必要である。

学力向上支援員の採用については、教員免許の保有者で、科目や経験を限定的にせず、幅広い分野から経験や知識がある人材の活用ができるよう工夫してまいります。

2) 町内の学習関連の事業者と連携し、放課後や長期休業中の学習サポートができる体制を検討する必要がある。

関連事業者の調査、学校との連携の在り方の可能性等を含めて、教育委員会で検討してまいります。

3) ADHDについては、社会的自立に向けた指導を行う必要があるため、特別支援教育支援員を対象としたADHDの自立活動の指導に特化した研修の実施による知識、技術の習得に加え、年間計画を立案した上で、自立活動の支援の活動を計画的に実施する必要がある。併せて、幼稚園において、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるよう医療機関と連携することで、美里町による発達検査の機会の提供を検討する必要がある。

ADHDの社会的自立に向けた指導ができるよう、特別支援教育支援員を対象としたADHDの自立活動指導に特化した研修の実施、年間計画に基づいた自立活動の支援を計画的に実施してまいります。併せて、関係する医療機関の調査、連携の在り方を含めて、美里町による発達検査の機会の提供可能性について、教育委員会で検討してまいります。

2 来年度の点検・評価に向けて

令和4年度の点検・評価（対象年度：令和3年度）も引き続き、教育委員会の権限に属する事務のうち「教育委員会の会議運営」、「教育委員会が管理及び執行する事務」及び「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を対象に、その事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いました。

「教育委員会の会議運営」については、美里町教育委員会会議規則に規定されている項目、会議運営が公平で効果的に行われたかを点検・評価したものであり、来年度も引き続き同様に点検・評価していく考えです。

「教育委員会が管理及び執行する事務」については、昨年度に引き続き、地教行法第21条に規定する事務の管理及び執行の状況について点検・評価したものです。来年度の点検・評価については、地教行法第26条第1項に基づき、教育委員会が自ら管理執行する事務、教育委員会から教育長に委任されている事務その他教育長の権限に属する事務（教育長から事務局職員・教育機関職員に委任している事務を含む。）が適切に行われているか、それぞれの事務の管理及び執行の状況について点検・評価するよう、改善していきます。また、令和4年度の点検・評価において、客観的な評価を行うために年間計画が必要である事務を確認したので、年間計画が必要な事務については、年間計画を作成し、事務の管理及び執行を行ってまいります。

「総合計画を推進するための取組」については、主な事業について、その達成度をそれぞれの事業に対する対象者の満足度を図ることとし、その対象者の事業に対する評価を把握し、また、どうしてそのような評価になるのかを考察するため、満足度調査の実施状況について、点検・評価する必要があると考えました。実施した満足度調査については、対象者の選定が適切ではない調査、設問の内容が不十分である調査があり、適切な点検・評価ができない事業もあり改善が必要ですが、それに対して、点検・評価を行った結果、事業に対するニーズの把握や、事業の改善及び工夫しなければならない課題が明確になった事業もありました。このことを踏まえ、令和4年度の満足度調査は、その対象者の選定、設問内容等を改善して実施する必要があります。

令和3年度に教育委員会が取り組んだ課題の一つとして、「美里町の就学援助制度の見直し」があります。子どもの貧困を踏まえ、経済的に支援が必要な世帯を支援する必要があるため、総合教育会議での協議を踏まえ、就学援助制度の見直しについて、町長部局と早急に調整していく必要があります。また、教育委員会において、就学援助制度の周知や申請場所・申請方法の工夫等を進めてまいります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について教育委員会が行

う点検・評価は、課題を明確にし、改善していくために極めて重要な役割を果たしているものと考えております。

今後もこの点検・評価をできるだけ客観的に行うことができるように工夫し、明らかになった課題を改善していくことにより、より良い教育委員会の運営に努めてまいります。